

 **広報** **FUKAURA**
ふかうら

No.401

発行／青森県深浦町

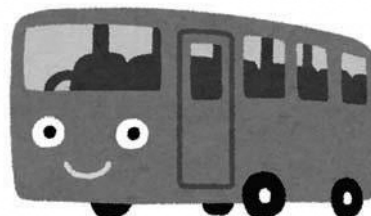
編集／総合戦略課

コミュニティバスの運休について

岩崎方面及び深浦地区で運行しているコミュニティバスは、年末年始の12月30日（木）から1月4日（火）まで運休します。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係 TEL 74-2122



年末年始ごみ収集業務休業のお知らせ

年末年始のごみ収集業務については、次のとおり休業となりますので、お知らせします。

■休業する期間

12月31日（金）～1月3日（月）

※エコクリーンアファイも同期間休業となりますので、ご注意ください。

□問合せ先

町民課 町民生活係 TEL 74-2115

エコクリーンアファイ TEL 76-3700・76-3701



納税のお知らせ

12月28日（火）は、町県民税（4期）及び国民健康保険税（6期）の納期限です。納め忘れのないよう、ご注意ください。

◎納期限までに納付されなかった場合は督促状が送付され、督促手数料が徴収されます。

□問合せ先 税務課 収納係 TEL 74-2114



新型コロナウイルスワクチン 追加接種（3回目接種）に関するお知らせ

今回は、追加接種に用いるワクチンの種類についてお知らせいたします。

前回の追加接種に関するお知らせで、「追加接種を開始する際に町に配分されるワクチンは、ファイザー社製です。」とお伝えしました。そして、追加接種に使用するワクチンの最初の町への配分はファイザー社ワクチンでした。

しかし、その後の、国から自治体に配分されるワクチンは、ファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンの2つのワクチンが配分される予定となりました。

1回目及び2回目接種の際は、町にはファイザー社ワクチンが配分され、職域接種や大規模接種などはモデルナ社ワクチンが使用されました。

しかし、3回目接種では町にもモデルナ社ワクチンが配分されます。

そのため、町民のみなさまも町で追加接種を受ける際、1回目と2回目はファイザー社ワクチンでも、3回目はモデルナ社ワクチンとなる場合があります。（交互接種）

2つのワクチンの特性は？

ファイザー社ワクチンもモデルナ社ワクチンも、どちらも種類はmRNAワクチン（メッセンジャーRNAワクチン）です。

mRNAワクチンは、抗原となるタンパク質を作り出すための設計図となるmRNAを体内に接種するワクチンです。

交互接種の安全性は？

交互接種による3回目接種の抗体価上昇は良好であるとされています。

また、交互接種を行った際の副反応は2回目接種後の副反応と同程度で、交互接種と同種接種で副反応の差はないと報告されています。

追加接種に使用するワクチンは、1回目及び2回目接種に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチンを用いることが適当であるとされています。

※交互接種：1回目及び2回目のワクチンと違うワクチンを3回目に接種

同種接種：1回目及び2回目のワクチンと同じワクチンを3回目も接種

追加接種におけるモデルナ社ワクチンの副反応は？

注射部位の痛み・全身のだるさ・頭痛・筋肉痛が多く、軽度から中等度みられ、2回目接種後と同様と報告されています。

ファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンを選ぶの？

ファイザー社ワクチンとモデルナ社ワクチンの配分量や配送日に合わせて、どちらのワクチンを使用するかを、実施予定日または接種会場単位で設定する計画です。

接種間違いを防ぐために、その日・その会場で使用するワクチンは1種類のみです。

実施予定日及び接種会場をお知らせする際に、使用予定のワクチンも併せてお知らせしたいと思います。

□問合せ先 新型コロナウイルスワクチン接種対策室（健康推進課内）

TEL 82-0190

固定資産税に 関するお知らせ

◆家屋を取り壊したとき（家屋滅失申告書について）

住宅、倉庫、車庫、店舗などの家屋の全部または一部を取り壊したときは、手続きが必要です。必ず取り壊した年の年末までに手続きしてください。固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）現在の状況で課税されます。そのため、家屋の取り壊した翌年度から課税されなくなります。取り壊しを行った年度についてはそのままの課税となりますので、ご了承ください。

※登記されていない家屋を取り壊した場合

家屋を取り壊したら、「家屋滅失申告書」を役場税務課に提出してください。申告書提出後、現地確認を行います。

◆未登記家屋の所有者変更について

未登記家屋（法務局に登記され

ていない家屋）を売買、贈与、相続等で所有者を変更するときは、「未登記家屋所有者変更申請書」を役場税務課まで提出してください。

◆家屋の新増築について

家屋を新増築した場合、固定資産税の家屋調査が必要となりますので、家屋完成後、役場税務課へ連絡をお願いします。

◆提出先

深浦町税務課、岩崎支所、大戸瀬支所

□問合せ先

税務課 固定資産係

Tel 74-2114

退職後の住民税は どうなりますか？

住民税が毎月の給与から天引きされている方は、1年分の税額を「6月から翌年5月まで」の12回に分けて勤務先の事業所が納入（特別徴収）しています。この間に退職される場合、退職後の残りの住民税をまとめて、退職時の給与や退職金からの天引きによ

り納める制度にご理解くださるようお願いいたします。

【事業主の皆さまへ】

①従業員が退職などで住民税の特別徴収ができなくなる場合は、「異動届出書」の提出が必要です。

②翌年1月以降に退職する方の住民税について、残りの特別徴収税額があるときは、退職時の給与や退職金から天引きして納入すること（一括徴収）が義務づけられています。なお、12月以前に退職する方についても、同様に納入することができます。

□問合せ先

税務課

Tel 74-2114

西北地域県民局県税部

納税管理課

Tel 0173-3413141

稲作農家を支援します 「青森県環境変化に対応した水田農業基盤強化事業」

県では、米価下落などの影響を受けた稲作農家を支援するため、今年度内に取り組む経営改善に向けた取組の経費の一部を補助します。活用したい農家の方は、ご相談お申込みください。

◆対象となる取組・経費

①水稲から野菜等高収益作物に転換ための施設・資材・機械の導入経費

②スマート農業等の低コスト・省力化に向けた技術や機械の導入経費

◆補助率等

対象経費の1/4以内

（上限100万円）

◆申込期限

12月20日（月）

□申込み・問合せ先

農林水産課

Tel 74-4411



カラスへの「無意識な餌付け」ストップキャンペーンについて

野生鳥獣による農作物被害が度々発生していますが、その中でもカラスは、ゴミ荒らしや糞による道路の汚染などの環境被害も引き起こし、私たちの普段の生活に影響を及ぼしています。

カラスは代謝が高く、数日間餌を食べられなければ餓死してしまふと言われていました。冬の餌を減らすことで個体数を減少させることができ、被害軽減につながります。

自然界の餌が少なくなる冬に、いかに餌を与えないかということがカラス対策のポイントです。「無意識な餌付け」ストップに御協力をお願いします。

◆無意識な餌付けになっている事例

- ①生活ゴミの放置：ゴミにネットを被せるなど、カラスに荒らされないように工夫しましょう。
- ②出荷しない農作物の放置：出荷しない果実や野菜は、土に埋め

るなどカラスに発見されないようにしましょう。

③庭木の果実・家庭菜園の放置：庭木の果実・家庭菜園はすべて収穫・撤去しカラスに与えないようにしましょう。

□問合せ先

農林水産課 林業振興係
Tel 74-44411

漁船海難事故の未然防止にご協力を

これから、気象・海象の厳しい時期を迎え、海中転落事故は非常に危険な状況となります。このような漁船海難事故がないよう、これまで以上に安全意識の高揚と救命胴衣着用、漁船へのはしごの備え置き及びローラー等への巻き込まれ事故防止の徹底をお願いします。

また、海上での事件・事故等においては、漁業に携わる人だけでなく、海でのレジャーを楽しむ人達も含め、いつ誰に襲いかかるかわからないものです。そして、事件・事故等が発生し

た場合、その救助・捜索を行うに当たり、いかに早い段階で情報を入力できるかがきわめて重要な鍵となります。

海難事故発生時には、早期対応のため、「海上の事件・事故の通報は「118番」と知っていたかどうか」をお願いいたします。

□問合せ先

青森海上保安部
Tel 017-734-2422
農林水産課
Tel 74-44411

ハタハタの採捕に注意

今年もハタハタが産卵のため、接岸する季節となりました。

青森県では、水産資源の保護培養などのため、漁業者だけでなく、広く県民の皆さんに守っていただくルールとして、青森県漁業調整規則を定めています。

この規則では、資源保護のためハタハタ卵（ブリコ）の採捕は禁止されています。また、それらを所持・販売することも禁止されて

います。また、同規則では、遊漁者等の漁具漁法の規制が定められていますので、遵守してください。

◆青森県の海面で遊漁者等が行える漁具漁法

- ・竿つり及び手つり・たも網、又手網または四つ手網・投網・やす（発射装置を有するものを除く）
- ・徒手採捕（潜水器を使用するものを除く。）

※カニ籠や通称わつか網を投げ入れて網を引き寄せ採捕することは禁止されています。

◆立入禁止区域や漁業操業区域での遊漁はとても危険ですので絶対にやめましょう。

◆水難事故防止のため、必ず救命胴衣着用しましょう。

□問合せ先

西北地域県民局地域農林水産部
鱒ヶ沢水産事務所
Tel 0173-72-4300
農林水産課
Tel 74-44411

後期高齢者医療 被保険者のみなさまへ

◎高額療養費（外来年間合算）について

◆支給対象者

基準日（令和3年7月31日）時点で後期高齢者医療被保険者証の窓口負担割合が1割の方。

◆対象期間

令和2年8月1日～令和3年7月31日の1年間。

◆支給額

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を差し引いた額が、144,000円を超える場合、超えた分を支給します。

◆支給申請

・これまでに高額療養費を支給されたことのある方で支給対象となった方には、登録済みの口座に支給しますので申請は不要です。
・これまでに高額療養費を支給されたことのない方（高額療養費の支給口座を登録していない方）には、12月中旬（予定）に広域連合

より申請のお知らせを送付しますので、お知らせが届いた方は市町村の窓口申請してください。

なお、対象期間中に後期高齢者

医療制度に加入した方や転入した方の場合、支給対象であっても申請のお知らせが送付されない場合がありますので、対象期間内の外来に係る自己負担額の合計が144,000円を超えた方は問合せください。

◆申請に必要なもの

- ・支給申請書
 - ・高額療養費（外来年間合算）の支給申請について（お知らせ）
 - ・保険証（被保険者証）
 - ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
 - ・本人確認書類（官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等）
 - ・印鑑（認印）
 - ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの
- ※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書、代理人が受領する場合は委任状が必要です。

※対象期間中、青森県後期高齢者医療制度以外の医療保険への加入歴と自己負担額がある場合は、その医療保険の自己負担額証明書が必要です。

◎医療費通知について

広域連合では、被保険者の皆様に医療費に対する認識と理解を深めていただくことを目的に、年1回、1年分の医療費を記載した「医療費通知書」を送付しています。

対象となる期間は令和3年1月受診分から12月受診分ですが、受診した医療機関からの診療情報、審査支払機関にて審査終了後に当広域連合へ情報提供されることから、「医療費通知書」がお手元に届くのは令和4年2月末頃になります。

なお、「医療費通知書」は、確定申告の際の医療費控除にも使用できますが、右記理由により確定申告の開始時期までにお届けできないため、お急ぎの方は領収書でご対応いただきますようお願いいたします。

□問合せ先

福祉課
Tel 74-21117
青森県後期高齢者医療広域連合
Tel 017-721-3821

青森働き方改革 推進支援センターを ご利用ください！

事業主、事業者団体の皆様、助成金の利用や、各種規程の見直し、賃金計算の方法など、労務管理に関するお悩みについて、青森働き方改革推進支援センターでは、専門家（社会保険労務士）による個別訪問支援などを無料で利用することができますので、ご利用ください。

◆フリーダイヤル

Tel 0800-800-1830

※「青森働き方改革推進支援センター社会保険労務士会」で検索！

□問合せ先

五所川原労働基準監督署
労働時間相談・支援班
Tel 0173-3512309

**古い倉庫や工場などを
お持ちの方へ**

※高濃度PCB廃棄物の処理期限が迫っています。

古いコンデンサー・変圧器には、毒性が強い油であるPCBが使用されている場合があります。

高濃度のPCBを含むコンデンサー・変圧器は、来年3月31日までに処分することが法律で義務付けられており、期限内に処分しないと、罰則の対象となることがあります。

普段立ち入らない倉庫や物置の奥、高い場所などでも発見されていますので、もう一度すみずみまでご確認をお願いします！

また、古い溶接機にも高濃度のPCBを含むコンデンサーが使われている場合があります。

なお、万が一発見された場合には、県環境保全課または中南地域県民局環境管理部へご連絡ください！

※処理費用等に関する支援制度があります。同様に、県環境保全課

または中南地域県民局環境管理部へ問合せください。

□問合せ先

青森県環境生活部環境保全課
Tel 0177-734-9584
中南地域県民局環境管理部
Tel 0172-31-1900

**令和4・5年度国有林
モニターの募集**

東北森林管理局は、国有林野の管理経営に皆さまの声を役立てていくため、モニターを募集しています。

◆募集人員

48名程度

※各地域内の人数及び年齢・男女比等の均衡を図るため、最終的な人数と前後することがあります。

◆募集期間

12月1日(水)～1月31日(月)

当日必着

◆任期

令和4年4月1日から2年間

◆内容

アンケートへの回答、現地見学会及び国有林モニター会議への出席など。

席など。

応募資格、応募方法など、詳しくは東北森林管理局ホームページをご覧ください。担当まで問合せください。

□問合せ先

東北森林管理局
企画調整課 林政推進係
Tel 018-836-2228
Fax 018-836-2031
メール t_kikaku@maf.go.jp

ホームページ

<http://www.rinya.maf.go.jp/tohoku/>

「看護のお仕事移動相談」を開催しています

青森県ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員が最寄りのハローワークに出向いて、看護職の皆様のお仕事探しをサポートしています。お気軽にお越しください。

◆ハローワーク五所川原

・開催日：12月22日(水)、1月26日(水)、2月16日(水)、3月

23日(水)

・時間：9時～11時30分まで随時受付

◆弘前就労支援センター(ヒロロスクエア内)

・開催日：12月20日(月)、1月17日(月)、2月21日(月)、3月28日(月)

・時間：13時30分～16時まで随時受付

※青森県ナースセンター(青森市)では月曜日から金曜日の9時～16時まで、来所・電話・メール等で随時、相談を受け付けています。どうぞご利用ください。

□問合せ先

公益社団法人青森県看護協会
青森県ナースセンター
Tel 0177-23-4580



中高年のための「再就職支援セミナー」開催

採用されるための就職活動ポイント（仕事の探し方・応募書類の作成・面接等）について、45歳以上の方に特化した内容のセミナーを実施します。参加申込は電話またはメールで。参加費無料（定員先着20人）

◆会場・日時

1月24日（月）

弘前市総合学習センター

4F第4研修室

【青森会場】

1月25日（火）

リンクモア平安閣市民ホール

会議室（1）

【八戸会場】

1月26日（水）

友の会福祉会館

2F 第1会議室

◆時間

13時30分～15時30分

その後、希望者個別相談

16時～17時

※当セミナーは雇用保険受給資格者の求職活動として認められています。

□申込み・問合せ先

ネクストキャリアセンターあおもり

Tel 017-723-6350

メール

chukounen@ims-nirosaki.com

放送大学

入学募集のお知らせ

放送大学では、2022年4月入学生を募集しています。

放送大学は、BS放送やインターネットで授業を行う通信制の大学です。「働きながら学んで大学を卒業したい」「時間に余裕ができたので学びを楽しみたい」「資格取得を目指したい」など、様々な目的で、様々な年代や職業の方が学んでいます。

詳しい資料を無料で送りますので、お気軽に問合せください。

◆放送大学の魅力

・放送大学は、正規の通信制大学

です。（大学卒業の資格を取得）
・学ぶ意欲が入学資格。学力試験はありません。

・半年の在学もOK。1科目目から学べます。（約300科目を開講）

・負担の少ない授業料が魅力です。

（1科目/2単位：11,000円）

・学習センターやサテライトスペースが、様々な相談に対応します。

◆出願期間

11月26日（金）

～3月15日（火）

※インターネット出願も受け付けています。

□資料請求（無料）・問合せ先

放送大学青森学習センター

Tel 0172-38-0500

八戸サテライトスペース

Tel 0178-70-1663

放送大学ホームページ

<https://www.ouj.ac.jp>



借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況等をお伺いし、必要に応じて、弁護士等に引継ぎを行います。一人で悩まず、ご相談ください。

秘密厳守・無料です。

◆受付時間

月～金（祝日・年末年始除く）

8時30分～12時

13時～16時30分

◆相談専用電話

Tel 017-774-6488

□問合せ先

東北財務局青森財務事務所

理財課

Tel 017-722-1463



地域で

職場で

学校で

『認知症サポーター養成講座』

を開催しませんか



認知症サポーターとは

『認知症サポーター』とは、認知症※について正しく理解し、地域の中で認知症の人やその家族を温かく見守る「応援者」のことです。何か特別なことをする人ではなく、

普段の暮らしの中で、自分ができる範囲で、認知症の人とその家族の暮らしを支えています。

※認知症とは、脳の病気によって記憶力や判断力が低下することなどにより、日常生活や社会生活に支障がでている状態を言い、その原因はさまざまです。

認知症サポーター養成講座とは

認知症サポーターになるには、「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があります。深浦町では、認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指し、認知症サポーターを養成するため、講座を開催していただける団体等に無料で講師を派遣し、講座の開催を支援しています。自治会の集まりや職場、学校、趣味の集まりや友人のグループなどで養成講座をぜひ開催してください！

内容 認知症の理解（認知症の症状、認知症の予防、認知症の人との接し方など）
認知症サポーターについて 等

時間 60分～90分

講師 講座開催のための研修を修了したキャラバン・メイト

対象 町内に在住・通勤・通学している人を中心とした集まり

会場 開催者でご用意ください

※講座を受講された方には、サポーターの証である認知症サポーターカードを配布します。

【講座の申込み・お問合せ】

深浦町地域包括支援センター

電話：0173-74-4421 Fax:0173-82-0158